

# ESG/統合報告 Keyword vol.13

ESG、統合報告。新聞やメディアでよく目にするものの、専門的でよく分からない、という方も多いかもしれません。この分野に精通しているESG/統合報告研究室の研究員が、“いまさら聞きにくい” 初歩的なキーワードの説明とともにポイントを分かりやすく解説します。

## 1 紛争鉱物規制法

紛争鉱物規制はサプライチェーンにおける国際的な課題として認識され、その解決のため、米国で2010年7月に成立した金融規制改革法1502条（通称：ドット・フランク法）を根拠法としている。武装組織の資金源を断つことを目的として、企業に対し、紛争鉱物としてのスズ、タンタル、タングステン及び金（3TG）のうち、対象国を原産地とするものの使用の有無等に関する調査・開示を義務付けている。



### ココがポイント

紛争鉱物の産地であるコンゴ民主共和国は長く内乱状態にあり、政府と対立する武装勢力が、地域住民に対して組織的暴力を加えているといわれています。武装勢力は住民に鉱物を採掘させ資金源としており、それらの鉱物を購入することは、結果として武装勢力に資金提供することになるとして、本規制ではこのような鉱物の使用について企業に開示を求め、個人や法人の紛争鉱物購入による武装勢力への資金提供を避け、弱体化を図ることで状況を改善することを目的としています。規制対象である米国証券取引所に上場している製造業者などに対し、コンゴ民主共和国および周辺9か国から輸出された紛争鉱物（3TG）の自社製品への使用有無の調査と、米国証券取引委員会への報告を義務づけています。

## 2 現代奴隷法

現代奴隷法は、2015年3月にイギリスで制定された現代の奴隷制を防止する法律である。この法律は対象企業に対し、サプライチェーンおよび自らの事業において、奴隷労働や人身取引が発生しないために当該年度に講じた方策(または何らかの方策を講じなかったこと)に関する声明を開示することを要求している。



### ココがポイント

英国の現代奴隷法第54条「サプライチェーンの透明性等」に従って、世界での売上高3600万ポンドを超える英国企業が対象となっており、この中には英国法人を持つ多くの日本企業が含まれています。対象企業はこの法令により、「奴隷と人身取引に関する声明」を自社のウェブサイト上で公開することが義務付けられ、且つトップページに目立つようにリンクを貼らなくてはならないとされています。英国ではNGO等の発言力が強いため、この法律によって企業に開示の促進を促し、NGO等がウェブサイト上で情報を精査することで、企業の透明性を高める狙いもあるといえます。

英国に続き、オーストラリアでは2019年1月に現代奴隷法が施行され、カナダでは2020年10月に現代奴隷法が上院議会での審議に移行されるなど、各国で取り組みが進んでいます。

## 3 サプライチェーン透明法

サプライチェーン透明法は、2012年1月に施行されたカリフォルニア州法であり、対象企業に対し自社のサプライチェーンにおける人身売買や奴隷労働を排除する取組みを開示するよう求める法律である。この法律は奴隷制や人身売買への取組みを直接企業に要求するものではなく、どのような取組みを実施しているかについて、所定の情報を公開することを要求するものである。



### ココがポイント

サプライチェーン透明法は、企業のサプライチェーンにおける奴隷制や人身売買への取組みを消費者や企業に開示し、顧客が購入の意思決定をする際にこの情報を考慮できるようにすることを目的としています。規制対象となる企業は、①製造業者または小売業者であり、②カリフォルニア州で事業を行い、③全世界で年間総収入1億ドル以上を得ている企業とされています。またサプライチェーン透明法に基づく情報開示は、企業のウェブサイト上で公開することを義務付けられています。この法律は企業に対し具体的な取組みを要求するものではありませんが、開示情報は消費者、取引先、投資家などのステークホルダーの動向に影響を及ぼします。そのため、対象企業の多くが、自社のサプライチェーンに含まれ得る奴隷制および人身売買リスクを検証する観点から、自社製品のサプライヤー供給網の所在する国および地域を公表するなど、具体的な情報を開示するようになっています。

## 4 親会社と発注企業の注意義務に関する法律（注意義務法）

親会社と発注企業の注意義務に関する法律（注意義務法）は、2017年3月にフランスで成立した法である。多国籍企業である親会社とその海外子会社およびサプライチェーンを通じて及ぼす人権・環境に対する負の影響に注目し、その回避を目的としている。



### ココがポイント

この法律は多国籍の大企業に対し、子会社や下請け業者を含めた自社の事業活動によって引き起こされる人権や基本的自由の侵害、人間の健康と安全を脅かす環境被害など重大な違反を特定して、防止する措置を講じることを義務づけています。対象企業は、フランスで2年連続 5,000人を超える従業員又はフランス及び海外で1万人を超える従業員を雇用する会社とされています。対象企業は自社とその子会社等、またサプライヤー等の行為を対象とし、人権・環境リスクを特定するための措置（リスクマッピング等）、人権侵害を軽減するための措置、その継続的な実施を監視するための措置等を記載した計画を公表し、実施する義務があります。企業による当該義務の違反が第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する民事責任も規定されています。